

第1回 岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会会議録

1 日時 平成19年10月15日(月) 9時～11時

2 場所 鎌倉市役所 201会議室

3 出席者

出席委員：安富委員長、増本委員、小沢委員、川口委員、安達委員

事務局：市長、経営企画部長、経営企画部次長、土地利用調整担当担当課長、
行革推進課長、経営企画課課長補佐、経営企画課企画政策担当主事

4 議題

(1) 委嘱式

(2) 委員長、副委員長の選任について

(3) 今後の進め方について

- ・ 会議等の公開
- ・ 今後の日程
- ・ 市民意見の確認

(4) 内部委員会での調査結果について

(5) その他

5 会議の概要

(1) 委嘱式

市長あいさつ後、市長から各委員に対し委嘱を行った。

(2) 委員長・副委員長の選任について

委員長に安富委員が互選により選任され、安富委員長から副委員長には増本委員が指名された。

(3) 今後の進め方について

委員長：会議の公開については、基本的には透明度を高めるということから、原則公開にすることで、審議の内容によって公開に適さないというところは非公開にすることにしたのですがいかがですか。

事務局：市民には傍聴のお知らせはしていないが、プレスの方から今日の会議も傍聴したいという要望がございます。今回、市民にはお知らせしていない中でプレスだけ入れることについてもご審議いただければと思います。

委員長：いかがいたしましょうか。特別支障はないと思いますのでお入りいただいていいと思います。

事務局：市の審議会等につきましては、事前にホームページ等で傍聴の募集をしているのですが、今回は1回目でご判断いただくということがありましたので、募集はしておりません。市民が傍聴できるということを知らされていない中で、第1回目

をどう迎えるかと思っています。一方プレスには通知をしておりましたので事前に知って傍聴させてくださいということで、市民の方とプレスの方とで若干差異が出てしまいますので事務局としては慎重に対応したい。

小沢委員：やったことは公表しないといけないわけで、本来は市民の方にも公表すべきだと思うんですが、プレスだったら市民に発信するわけですのでプレスに補完してもらうことで公開すべきではないですか。

安達委員：今回は会議の開催を事前に公示していないのですか。

事務局：直接、募集しておりませんが、事前に議会とプレスに公開して3社が記事として取り上げているので、それを見た市民の方もいるとは思いますが、市民の方から傍聴の申し出はありませんでした。

川口委員：外部調査委員会を設置するってことは、ある程度市民の方もご存知の方もいると思うんですが、いつ設置するのか待っている状態の中で、黙ったままスタートしたというよりは、プレスから公表してもらったほうがいいのではないかと思います。

委員長：情報を伝えたいし、透明度を高めるためにもプレスをいれたほうがいい。傍聴の関係は確か先週新聞にも出ていました。それと今回は、内容的にも今までの事実経過を伺うということですよ、必要であれば市民の方の意見も聞くこともあるかもしれない。その前提という意味でも会議の内容をプレスに伝えていただくということでいいでしょう。

委員長：全員一致で認めますのでどうぞ

(プレス入室)

委員長：それでは今後の進め方、日程の関係でありますけども事務局のほうからお願いします。

事務局：今後の日程でございます。資料1に設置要綱がついてございまして、それで確認させていただきます。所掌事務ですが、内部委員会の調査結果及び改善策、2つ目が内部委員会にこだわらずに改善策のご提案。任期ですが、第6条に所掌事務が終了するまでとなっています。具体的な数字は書いてございませんが、事務局といたしましては、概ね今年度中を目処にという考えをもっています。そうしますとあと6ヶ月ということでございまして、回数は1月に1回のペースで、今日を含めて6回ぐらいで結果をとという考えをもっています。そうしますと、進め方は最初に事実経過の確認と検証という作業を行い、2回目を11月の中旬、3回目を12月の下旬、この間に事実経過の検証、課題の整理、改善策の検討、そういう形でお願いできればと思っています。年を明けて4回目を1月中旬に、5回目は2月の中旬ぐらいで改善策の素案の作成、6回目は3月の下旬で検討結果の報告。大まかにはこのような流れの中でお願いしたいと思っています。これは市とは関係ないですが、事業者が県を訴えるという訴訟がございます。一部その部

分での動きがございます。その部分について、それはそれとして外部委員会は進めていきたいと市は思っていますが、進捗状況を踏まえる必要もでてくるかもしれないので、その辺を見据えながら進めるのかなと思っています。

委員長：資料1にございますけれども、当委員会の設置されている趣旨ですが、これまでの裁決に関する一連の手續の原因解明及び改善策等について検討するということです。どういう経過できたのか事実の経過を確認しないと判断できません。概ね2回で委員のみなさまから課題をお示しいただいて集積し、その後に内部調査の報告を受けた上で市民意見を聞くことがあればそのときに、それからその後に検討結果の報告ということで概ね半年を目処ということで認識してればいいですね。みなさんよろしいですかこれで。これは今までの経緯を聞いてこの期間ではすまないかもしれない等われわれにとっても予測できない部分が多々ありますのでそれはあまり固定的に考えずにいきたいと思います。具体的な日程調整についてはしていただけるのですね

事務局：はい

委員長：それでは、大まかですがこれで進めて行きたいと思います。次に3番目の市民意見の確認ですが、われわれそれぞれ、法律、まちづくり、都市計画専門の委員ですが、直接利害関係のある市民あるいは、別の意味での第3者の市民の方からの意見聴取について、説明してください。

事務局：外部委員会を設置するときに、庁内で協議をしたのですが、今回、委員には学識経験者5人の先生方を選ばさせていただきました。その中で市民の意見をどう取り入れるのかという議論があって、委員会の中に市民の方や自治会の方を入れることも選択肢のなかであるのかなと、考えたのですが、今回は非常に専門的な部分が多いため、また、利害関係人の市民をここに入れるということは趣旨から反するということもあり、今回は5人の学識経験者で構成しています。ただ、市民の意見を聞く必要もあると思いますので、意見陳述を行い、その中で市民の方の意見を求めて検証の中で反映していくという流れでいいのではないかという意見が庁内ではありました。

委員長：いかがですか。いつとか、どの段階でというのはあろうかと思いますが、ひとまずわれわれのほうで現状と経緯を十分理解した上で市民の意見を聞くということも踏まえたほうがいろいろな角度からの検証が可能かなと思いますので、特別ご異議がなければそのようにさせていただく。どういう形で市民の方から意見を聞くのか考えていただいて、広報なり何なりしていただいております。その他進め方について何かありますか

増本委員：開催日については、早めに決めていただきたい。

委員長：変則的ではありますが、先に日程を調整させていただきます。

(日程調整)

委員長：「11月20日午後2時から」「12月25日午前10時から」「1月25日午前10時から」「2月は議会があるので仮予約として2月14日午前、15日終日、25日午前」で指定させていただきます。よろしくお願いします。

それでは日程第4の内部委員会での調査結果につきまして協議したいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：（資料の説明）

委員長：この外部委員会に求められているのは、内部委員会で調査された結果を検証していくことですが、内部調査の進行状況ですが、最終的な報告書は出してないんですね。

事務局：まだです。ある程度固まったものはありますけども、最終的なまとめというのはこれから整理します。

委員長：見通しはどうなっていますか。

事務局：本日の資料のうち、総括表や詳細版は確定版です。論点整理ということで3点整理していますが、もう少し何点か整理していますので、今月を目途に報告書スタイルにする予定です。

委員長：少なくとも年内の12月25日には内部委員会の報告書の案ができあがると思っていいのですね。

事務局：はい。

委員長：内部委員会でまとめたものを外から評価することになろうかと思います。どこかでまとめていただかないといけないと思います。後はこういう経緯に至った原因、それに対してどうしたらよいかといった第3者的な外部から見た意見、改善策の提案等はそれを踏まえて更に論点等を示していただく中で検討する、そういう流れでいいですね。

事務局：はい、今日は概要をご説明させていただきました。

増本委員：内部委員会の報告書というのは、事実経過だけではなく、内部調査委員会としての意見も入っているんですか。

事務局：まずは、事実経過としてまとめたものを報告書としてお出ししたい。しかし、内部も同時並行で改善案を検討していくつもりです。それがまとまりましたら外部委員会にフィードバックして検証していただくよう考えている。

増本委員：評価を含む報告書は来年になるのですか。

事務局：それもこちらのほうの流れに合わせたなかで同時並行的に整理したい。

委員長：順番からいうと、内部委員会の結論が出て、それを検討するってことになろうかと思うので、流れ的には分かりました。

安達委員：2回目の裁決後（平成19年1月4日）その後、現在どうなっているのか。

事務局：裁決が取り消された後に、2月19日付で不許可処分を行っています。

増本委員：現場はどうなっていますか。

事務局：工事のほうはストップしており、安全対策の指導もしつつ、現場はそのままの状態になっております。今の状態ですと、許可が取り消されていますので手をつけることが出来ない状態です。

安達委員：業者からは新規の申請という話はないのですか

事務局：今のところ、そういう話はありません。

委員長：事務局に、原因解明・改善策について協議するにあたってこういうところを内部で調査してほしいという要望があればおっしゃってください。

小沢委員：資料 8 にまとめている編入同意に至った経緯で県の意見をそのまま受け止められていないように感じたんですけど、手続について内部で検討されているのか。

事務局：内部で議論していく必要性はあると思っています。

委員長：これについて、すでに検討されているものはあるのですか。

事務局：いや、これからです。この部分の解釈自体が審査会の裁決の中でも関係事項ということで書かれているので、本当にこういう考え方が出来るのかということを国や県にも確認したいということで作業を行っているんですが、明確な回答が帰ってこないというのも事実で、我々としてもどういう風に解釈していいのか困惑している。

増本委員：非常にすれ違ってる。

事務局：そうですね。改善策の中でもポイントとなると思います。

安達委員：この委員会の趣旨にも関係しますが、県の審査会の裁決の当否まで含めて議論しろというのか、裁決自体は謙虚に受け止めて、市として今後再発防止するために必要なことを議論しろというのかどちらか。

事務局：基本的には後者です

委員長：無関係ではないが、審査会の裁決の評価をするものではない。

訴訟との関係でいうと、今、訴訟はどこまでいっているんですか。

事務局：7月3日に出まして、9月10日に第1回があったと聞いています。県の答弁書が提出され、時間は5分ぐらいで終わったと聞いてます。

委員長：第2回は。

事務局：11月5日に予定されていると聞いています。

増本委員：訴訟を提起したのはいつですか。

事務局：7月3日です。

増本委員：その中身は何ですか。

事務局：2回目の裁決の取消しは違法であるということです。弁明の機会がなかった、当事者適格がない人が含まれている、また、補正でやったことは適法だと主張しています。

委員長：内部委員会として調査されている事実経過に関するものは、今日説明いただいたのがすべてと理解していいですね。

事務局：全部ではないです。

委員長：どういうところがまだですか。

事務局：論点整理を 3 つほど提出させていただいていますが、それ以外に整理しているものがあります。それについては改めて資料として提出します。

増本委員：資料 7, 8, 9 がまだなのですか。

事務局：これ以外に、手続基準条例の中で軽微な変更で対応しているのですが、その経過ですとか、あと 3 点ほど整理していますので、これらを整理して報告書として提出します。

委員長：市の条例がついてないので、市の条例を資料としてください。

増本委員：市民からのヒアリングはどこが論点になるのですか。

事務局：これから整理する必要があると思いますが、審査請求の内容が編入同意の問題などに論点をおいているので、その辺が中心になると思います。

小沢委員：市民の方の視点としては緑地保全、市の行政の 1 つとして緑地保全というのがあって、今回の建築許可の形がそれとの整合性があるのかどうか的なこともこの県の審査会の請求のまとめのところにありますが、この辺の視点から市のほうでまとめたものが何かないのですか。

事務局：事実経過の総括表のなかで、緑の保全要請について整理をしています。しかし、論点整理の中では、裁決の取消が都市計画法の中でということもあって、その部分を中心に整理していきたいと思っています。論点の中にはみどり部分は入れていませんが、もしそれが必要であれば整理する必要があるのかなと思っています。

小沢委員：市民の方の認識としては、もちろん県の審査会に出すに当たっては、それに引っかけられるような構成をしていかなければいけないので、論点が細かいことになりますが、別の面からすると緑地の保全というのがおおもとの考え方としてあってそれを鎌倉市の行政として他の分野のところでどれだけ浸透しているのかという意識があると思うので、その辺を積み上げていく必要があるのかなと思います。

委員長：ただ単に手続が市の条例にのっとって行われたかを検証するだけが我々の課題ではないので、まさに原因の解明というところからすれば、若干経過の背景まで踏み込む必要があるのかもしれないですね。ただ、どこまで行くかというのは難しい問題ですので、経過の中でご意見を伺いながら進めていきたい。第 1 回目で事実確認をさせていただいたので、この他に資料等必要な場合は事務局に連絡すればよろしいですか。

事務局：そうしてください。連絡はメールでも。

委員長：それでは、次回の日程は 11 月 20 日、14 時から 2 時間とします。内部委員会の検討の結果次第ではもう少し回数が増えるかもしれませんが、そのときはご相談させていただくということでご協力願います。次回は、当委員会として事実経過を確認するというところでよろしいですか。

事務局：そうですね。今日示したものの以外を整理し、市としてこういう形で事実経過をまとめましたというものをお話申し上げて、議論を深めていくということを考えています。

増本委員：内部委員会の資料が更に3つぐらい出るのですね。

事務局：そうです。それを含めて、できればそこに間に合わせるようなかたちで、報告書という形ができればと思っています。

委員長：そんなに完璧なものではなくていいので、さっきおっしゃっていた、追加で検討するところをお示しいただいて、次回はわれわれのほうからもうこういう問題があるのではと、前出しさせていただいて、それを踏まえて事務局からも意見をもらえればと思います。意見があれば先に事務局に連絡いただきましたら、事務局もそれに対して準備もあると思いますのでギリギリでもいいのでご連絡をいただければありがたいと思います。

安達委員：全体で6回ということですが、全体の予定を伺っておきたい。

委員長：次回かなりまとまったところをお示しいただいて、それに対して我々のほうからの意見を前出しして、12月に論点を整理する。その後市民の皆さんからの意見を聞くこともあるのかと思います。それを踏まえて検討することにします。

安達委員：市の内部委員会の資料は年内までに出るのですか。

事務局：はい。

増本委員：3月まで私どもが結論をださないといけないという期限がありますか。

事務局：特にそこまでっていう強いものはないですが、年度内で区切りをつけたい。

委員長：市民の皆さん、事業者とも関心が高いので、最終報告ではなくても中間報告として方向性が示せればと思います。

今日はこれで終了します。